明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第七条の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により法の規定を適用する場合におけるこの告示の規定の適用については、第六条中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」とする。

（水産業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第二十九条並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十三条の五第二項、第十四条第二項及び第四項並びに第十五条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正）

第九条　平成二十六年金融庁農林水産省告示第十二号（水産業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第二十九条並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十三条の五第二項、第十四条第二項及び第四項並びに第十五条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により法の規定を適用する場合におけるこの告示の規定の適用については、第六条中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」とする。

（農林中央金庫法施行令第七条第十一項第五号及び第四十二条並びに農林中央金庫法施行規則第七十一条の五第二項、第七十二条第二項及び第四項並びに第七十三条第一項及び同項第六号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正）

第十条　平成二十六年金融庁農林水産省告示第十四号（農林中央金庫法施行令第七条第十一項第五号及び第四十二条並びに農林中央金庫法施行規則第七十一条の五第二項、第七十二条第二項及び第四項並びに第七十三条第一項及び同項第六号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により法の規定を適用する場合におけるこの告示の規定の適用については、第六条中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」とする。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法の規定を適用する場合におけるこの告示の規定の適用については、第六条中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」とする。

○金融庁農林水産省告示第三号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条の二第十項及び第十六条の三第五項並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第一号）附則第三十条第二項第二十四号並びに附則第三十五条第一項において準用する銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の六の四、第十四条の五第三項、第十四条の八第四号、第十七条第二項第二号、第十七条の二第一項第一号、第二項第二号及び第十四項ただし書、第十七条の三第二項第三号、第三号の二、第十一号及び第三十八号、第十九条の五第二項、第三十四条の三十七第六号ハ並びに第三十五条第一項第六号の規定に基づき、金融機関等として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を次のように定め、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百一号）の施行の日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

金融庁長官　森　信親

農林水産大臣　森山　**裕**

（金融機関等の業務の代理又は媒介）

第一条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者は、協同住宅ローン株式会社とする。

（預金の受払事務の委託等）

第二条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十五条第一項において準用する銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の六の四の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者については、平成十八年金融庁告示第九十二号（銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件）第一条（第三号を除く。）の規定を準用する。

（資金の貸付けに係る受払事務の委託先から除かれる者の業務）

第三条　規則第十三条の六の四の農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務については、平成十八年金融庁告示第九十二号第二条の規定を準用する。

（調整対象額）

第四条　規則第十四条の五第三項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める額については、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（第七条において「再編強化法」という。）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）を銀行とみなして、平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十二号（銀行法施行規則第十四条の五第三項及び第三十四条の七第四項の規定に基づき調整対象額を定める件）の規定を準用する。

（取引の通常の条件に照らして特定承継会社に不利益を与える取引等を行うことが必要な場合）

第五条　規則第十四条の八第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める場合については、特定承継会社を銀行とみなして、平成十二年大蔵省金融監督庁告示第三号（銀行法施行規則第十四条の八第四号の規定に基づく銀行がその特定関係者との間で当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該銀行に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、金融監督庁長官及び大蔵大臣があらかじめ定める場合を定める件）の規定を準用する。

（現金自動支払機等）

第六条　規則第十七条第二項第二号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める機械については、平成十年大蔵省告示第二百二十号（銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融機関等を定める件）第二条の規定を準用する。

（会社が主として特定承継会社等の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準）

第七条　再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（第十三条及び第十五条において「法」という。）第十六条の二第十項の会社が主として特定承継会社、その子会社その他これらに類する者又は特定承継会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準については、特定承継会社を銀行とみなして、平成十四年金融庁告示第三十四号（銀行法第十六条の二第四項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件）の規定を準用する。